

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00428946

2025年3月26日

発信課	文化振興課
担当者	中井 浩
連絡先	電 話 直通25-7558／内線6335
	F A X
	E-mail bunkashinko@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和7年4月1日 ～令和7年6月30日
発表項目 (行事名)	令和7年度社会教育・文化芸術事業補助金の補助事業募集
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	1 申請書受付期間 令和7年4月1日(火)から令和7年6月30日(月)まで 2 対象者 社会教育活動や文化芸術活動を行う市内の団体 3 補助金額 対象団体の区分により上限額あり 4 その他 補助には要件や審査あり 5 応募方法 旭川市教育委員会社会教育部社会教育課・文化振興課(7条通9丁目), 各公民館等に備付けの申請書等の関係書類を社会教育課または文化振興課へ提出 関係書類は, 旭川市のホームページからもダウンロード可能
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	

社会教育・文化芸術事業補助金 補助事業募集

(令和7年度の募集が始まります)

受付期間 令和7年4月1日(火)～6月30日(月)

この補助金は、旭川市民の皆さんが行う社会教育活動と文化芸術活動を支援する制度です。

旭川市内で社会教育活動や文化芸術活動を行う団体が、家庭教育支援事業、生涯学習関係の講演会、文化芸術関係の発表会、展示会などの事業を行う場合に必要な経費の一部を補助することで、事業内容の拡充や新しい取組も支援することを趣旨としています。

*** 令和7年4月1日～翌年3月31日の期間内に開催する次の事業を対象とします**

家庭教育支援事業・その他の社会教育事業・文化芸術事業 共通

- ・社会教育活動の充実や地域の教育力の向上、文化芸術活動の振興と発展を主な目的とすること
- ・旭川市内で開催すること（体験活動は例外あり）
- ・団体が自ら企画し主催すること

補助上限額 (社会教育事業・文化芸術事業)

- ・1～4団体で構成する団体 **5万円**
- ・5団体以上で構成する団体 **10万円**
- ・40団体以上で構成する連合的な団体
ただし構成団体の文化芸術活動の分野が多岐にわたること **30万円**

家庭教育支援事業

保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供等を行うもので、学習活動日が5日以上のもので

補助上限額 **3万円**

文化芸術事業

事業主催者以外の市民に鑑賞、体験その他の参加機会を設けるなど、事業の成果が市内に広く波及することが期待できること

応募方法

下記の担当課で配布する「社会教育・文化芸術事業補助金 補助事業募集の御案内」を確認の上、申請書類を提出してください。

お問合せ・書類提出先

● 家庭教育事業・その他の社会教育事業

旭川市教育委員会 社会教育部 社会教育課

電話：0166-25-7190

● 文化芸術事業

旭川市教育委員会 社会教育部 文化振興課

電話：0166-25-7558

* (社会教育課・文化振興課 共通)

住所：〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地

FAX：0166-24-7011